

愛川町教育委員会

平成27年9月28日

愛川町教育委員会 9月定例会会議録

- 1 会議日程 平成27年9月28日（月）
午前9時00分から午前10時25分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程
- 日程第1 会期の決定について
 - 日程第2 前回会議録の承認について
 - 日程第3 教育長報告事項について
 - (1) 教育長報告事項
 - (2) 平成27年第3回議会定例会について
 - 日程第4 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則について
 - 日程第5 愛川町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
 - 日程第6 町指定天然記念物「新久のミツバツツジ」の指定解除について
 - 日程第7 教育委員会委員長の選挙について
 - 日程第8 教育委員会委員長職務代理者の指定について
 - 日程第9 その他
 - (1) 町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について
 - (2) 教育委員会の点検・評価について
 - (3) あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバルについて
- 4 出席委員
- | | |
|----------|------|
| 委員長 | 井上正博 |
| 委員長職務代理者 | 平田明美 |
| 教育委員 | 榮利隆一 |
| 教育委員 | 梅澤秋久 |
| 教育長 | 熊坂直美 |

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	佐藤隆男
教育総務課長	山田正文
生涯学習課長	片岡由美
スポーツ・文化振興課長	相馬真美
指導室指導主事	坂橋康史
教育総務課副主幹	馬場貴宏

◎開会

- （井上委員長） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会9月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （井上委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （井上委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、7月分、8月分ということでございます。既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご意見、ご質問、ご質疑等ありましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○(井上委員長) 特に質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いします。

◎日程第3

○(井上委員長) 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

(1) 教育長報告事項について説明をお願いします。

——教育長より詳細について説明——

○(井上委員長) 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。

(1) 教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○(井上委員長) 特に質疑ありませんので、(1) 教育長報告事項についてはご了承願います。

次に、(2) 平成27年第3回議会定例会について説明をお願いします。

○（熊坂教育長） それでは、議会の報告をいたしたいと思いますが、9月議会は一般質問のほかには主な内容といたしまして、平成26年度の決算の認定ということがございます。決算につきましては、教育次長のほうから報告をいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、一般質問でございますが、今回10人の質問者がありまして、5人の方が教育委員会関係ということで、玉利議員、井上議員、小林議員、佐藤りえ議員、木下議員ということでございました。

この中で玉利議員のほうで、教科書採択というのが余り知られていない部分があるので、その内容を聞きたいということでありましたので、採択地区協議会をつくって検討をし、最終的には教育委員会の会議で決定をしていると、そんなお話をいたしました。

続きまして、この中で目新しいものとしたしましては、小林議員のほうで、身近な戦争遺跡啓発看板を設置するというようなことのご質問がございました。

これはご存じのように、愛川町には旧陸軍の飛行場跡がありまして、幾つかその遺跡が残っておるわけでございます。それについて啓発の看板を立てたらどうだろうと、余りにも知られていないというようなことも言いながらありました。実はこの遺跡自体はほとんどが民間の所有というか敷地内にありますので、その所有者の意見を聞かないとできないこともありますので、その辺、検討をしてみますということであります。1つだけ愛川町所有のがありまして、それは排水路ですね。ちょうど坂本のところに一部分コンクリで見えている部分、あそこの排水路が町のものということで、これについては町で立てようと思うと立てられると。ですから、こういうのがどんなものかという説明書きをしながら、もしできればしていきたいというようなことを考えてございます。その説明文については、行く行くは文化財保護委員さんの意見を聞いてつけることになると思いますが、そういうようなことをやりました。

それから、選挙法が改正になりまして18歳から選挙権が出たということで、佐藤りえ議員のほうから、主権者教育ということで義務教育の段階でもできることがあるだろうということでお話がありまして、これは社会科である程度やっておりますので、そういうことを踏まえて答弁をしております。

以上、かいつまんで説明をいたしました。

決算については、次長のほうからお話をいたしたいと思っております。

○（井上委員長） 教育次長。

○（佐藤教育次長） それでは、別の資料で決算説明書と書いてあるものが手元にお配りしてあると思いますので、26年度の決算についてかいつまんでお話をいたします。

この決算説明書（教育委員会抜粋）であります。

これ1枚めくっていただきますと、款別歳入決算額及び前年度との比較という表をつけてあります。この表のまず一番下のほう、下から3行上、歳入合計という欄があるんですけども、26年度の歳入合計120億9,600万円ぐらいでありまして、前年度に比べますと5億6,200万円ぐらいの減になっております。全体ですと5億6,000万ぐらい落ちてはいます。

それでは次に、個々の項目ごとの増減がありますけれども、大きなものだけちょっと説明しますと、一番上の町税でありますけれども、町税は26と25を比較しますと3億4,900万円余り増となっております。景気が悪いときに増となっているというのがあれなんですけれども、これは主にですけれども、内陸工業団地内に大型の物流施設ができた関係で、その家屋ですとか償却資産、こういった関係の固定資産税が増となったものであります。

それから、大きなものですと10番目に地方交付税というのがあります。これが差し引き前年と比較して1億1,900万ぐらい減となっておりますけれども、これは25年度は普通交付税の交付団体でした。26年度は不交付となっておりますので、前年度より1億1,900万円ぐらいの減となっております。

それから、14番目の国庫支出金でありますけれども、これが1億円の増となっておりますけれども、これは国の消費税の増税対策に伴う臨時福祉給付金が6,300万円、あと子育て世帯の臨時特例給付金が5,000万円余り増となったことによりまして、前年度より1億1,000万ぐらいの増となっております。

それから、16番目に財産収入というのがあります。これは25年度のときには旧の町立体育館、東中の前にありましたよね、町立の体育館、あそこの跡地を売却したときの収入が約8,300万ぐらいありましたので、26年度はそういうのがありませんでしたので、トータルで1億1,600万ぐらいの減となっております。

それから、18の繰入金ですけれども、これは財政調整基金というのがありまして、そういう税収なんか、いろんな財源を調整するための基金があるんですけども、そこからの繰入金が2億9,000万ぐらい減になったことによりまして、総額では3億7,000万ぐらい減となっております。

それから、21番目に町債という町の借り入れですけれども、これはもう大きな減となっておりますけれども、これは交付税が普通交付税の不交付団体となったことによる臨時財政対

策債というのが約4億円の減、それから、健康プラザを建設したときの借り入れが約2億円ぐらい減額になっております。そういったことがありまして、総額では6億2,000万ぐらいの減収となっております。

これは、以上歳入でありますね。

それから、次のページの円グラフというのは歳入合計の科目ごとの構成図になります。

それから、もう1枚めくっていただきますと、今度、歳出の関係ですけれども、この表の一番下のところ、歳出合計は約117億5,800万円ぐらいとなっております、前年度に比べて3億2,800円余りの減となっております。

9款の教育費だけを見ますと、教育費は26年度決算は13億100万円余り、前年度に比較しますと2,900万円ほどの増となっております。右側のほうに円グラフがありますけれども、教育費が占める割合は、全体の歳出のうち11.1%となっておりますね。

以下の資料、次のページからの資料につきましては、教育委員会が所管しておりますいろいろな事業の事業ごとの決算額とその内容でありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上になります。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

（2）平成27年第3回議会定例会について、お聞きしたいところなどありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（井上委員長） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） 特に質疑ありませんので、（2）平成27年第3回議会定例会についてはご了承願います。

それでは、日程第3、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第4

○（井上委員長） 次に、日程第4、議案第6号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○（熊坂教育長） 議案第6号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則

等の一部を改正する規則についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴いまして、規則等の一部を改正したいものでございます。

詳細につきましては、担当よりご説明いたしますので、ご審議の上、検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- （井上委員長） 課長。
- （山田教育総務課長） それでは、議案第6号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

本規則では教育委員会制度改正に伴いまして6つの教育委員会規則について改正を行うものでございます。

1ページをお開き願いたいと思います。

まず、1つ目といたしまして、第1条、それから第2条で、愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部改正。

それから、2つ目ですけれども、その第3条に、愛川町教育委員会規則等の公布に関する規則の一部改正。

それから、3つ目が、第4条になりますけれども、愛川町教育委員会会議規則の一部改正。

そして、4つ目が、第5条になります。愛川町教育委員会傍聴人規則の一部改正。

それから、5つ目で、第6条になりますが、愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正。

そして、6つ目が、第7条の愛川町教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正でございます。

順次改正の内容についてご説明をさせていただきますが、別とじとなっております新旧対照表で説明のほうさせていただきます。

資料の向きが変わりますが、対照表のほうをご覧くださいと思います。

まず、1つ目、第1条、2条関係、愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則でございます。左側が改正前、現行ですね、それで、右側が改正後になります。

この中では、第1条につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、本規則に規定する法律の条番号がずれたものでございます。

そして、第3条、事務分掌では、右側の改正後のほうに示しておりますように、教育総務課の事務分掌といたしまして（4）で教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大

綱に関する事。それから、(5)で、総合教育会議に関する事。この2点を追加しますとともに、これまで明記されていなかった教育開発センター関係予算の施行管理に関する事、これを(67)として追加をするものでございます。また、第10条の教育長職務代理につきましても、新しい制度では教育長が教育委員の中から職務代理者を指名すると規定されておりますことから、こちらの規則からは削除をするものでございます。

それから、続きまして、1枚おめくりいただきまして、第3条関係、愛川町教育委員会規則等の公布に関する規則でございます。

こちら第1条が先ほどと同様、法改正に伴う条ずれでございます。

そして、第2条第2項では、委員長という言葉がなくなりますことから、教育長に一本化されるということで、こちらの規則においても委員長を教育長に改正をするものでございます。

そして、3つ目になりますが、もう1枚おめくりいただきまして、第4条関係、愛川町教育委員会会議規則でございます。左が改正前になりますけれども、第1章としまして、委員長及びその職務代理者の選任方法、これにつきまして規定をしておりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、委員長という言葉がなくなりますことから削除をするものでございます。

この第1章の第1条と第2条が削除されますことから、以下についても章や条がずれますほか、改正前には委員長としていたものを、改正後では教育長に改めるというのが主なものでございます。

そして、それから、細かいところでは第5条のところ「予じめ」という言葉を平仮名表記に直すということ。さらに、裏面のほうにいきまして、下のほうになりますが、第3章で18条のところ、会議録としておりましたが、これも今回の改正に合わせて、法令等に合わせて議事録という表現に改正をするものでございます。

次に、4つ目の、また1枚めくっていただきますと、第5条関係、愛川町教育委員会傍聴人規則でございます。

こちらにつきましては、規則全体にわたりまして、やはり委員長という表現を教育長に改めますほか、第2条には、こちらは傍聴することができないということで載せてございますが、「めいていしていると認められる者」となっておりますが、少しわかりにくい表現といえますか、曖昧なところもありますし、他市町村の状況等も参考にいたしまして、「酒気を帯びていると認められる者」というふうに改正をしてみたいと考えております。

さらに、第3条のところ(5)で、これは禁止行為でございますけれども、改正前は帽子をかぶることとなっておりますが、これに続けまして、ただし、特に教育長の許可を受けた者については、この限りでない。なかなか、ちょっと状況等も、これ最初につくられたときから、何とか時間的な時代の変化等もありまして、他市町村でも、やはり病気等で必要で帽子をかぶられている方もいられるような状況もあるようですので、こういった形に直したいと考えております。

それから、また、次にいきまして、今度は5つ目ですね。第6条関係、愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則でございます。

こちらにつきましても、条項のずれのほか、第2条に規定しております教育長の任免及び懲戒に関する事。今まで、今までといいますか現在は、教育委員会の会議に付さなければならぬこととして規定をしておりますが、新しい制度では町長の権限ということになりますので、こちらの規則からは削除をするものでございます。

そして、6つ目、最後、第7条関係になります。愛川町教育委員会職員の職の設置等に関する規則であります。

こちらも条項のずれと、最後のところ第3条の第3項ですが、教育長が不在のときは、その職務を代理するということで、教育次長の職について記載をしておりますけれども、これにつきましては別に教育長職務代理者が設置をされますことから、ここでは削除をするものでございます。

以上の6つの規則を改正していくものでございまして、ちょっともとのほうに戻っていただきますが、附則が非常に長くなっております。附則につきましては、施行期日は公布の日から施行するとしておりますが、新制度に移行するまでの経過措置がいろいろございますので、それぞれに経過措置を規定している関係上、附則が長くなっております。

説明は以上でございます。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○(井上委員長) 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いします。

梅澤委員。

○(梅澤委員) 教育次長について質問させていただきます。

一番最初のページの第10条「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育

次長がその職務を行う。」が削除になります。また、一番最後のページ、第3条の3番、「教育次長は、教育長を補佐し」の後「教育長が不在のときは、その職務を代理する。」というこのくだりが、また削除されるということになります。その説明として、教育長の職務代理者ができるというお話だったのですが、ということは、常任の教育委員会、事務局内の教育長不在の場合は、我々非常勤の人間の中から選ばれた教育長職務代理者がその任を行うことになるのかどうか教えてください。

- （井上委員長） 教育総務課長。
- （山田教育総務課長） 教育長職務代理者につきましては、教育委員の方から選ばれた方がなります。ただ、一般事務につきましては、その職務代理者が事務局の職員に事務をかわって行わせることができるという規定がございますので、事実上は教育委員会事務局の職員に任せていただくということになろうかと思えます。
- （梅澤委員） わかりました。
- （井上委員長） よろしいですか。
- （梅澤委員） はい。
- （井上委員長） 関連してですけれども、教育長職務代理者の設置は別な規則で、これから出てくるんですか。それとも。
- （山田教育総務課長） 教育長職務代理者の設置につきましては、法律のほうで定められておりますので、規則として載せる予定はございません。
- （井上委員長） 町としてはないんですね。
- （山田教育総務課長） はい、そうですね。
- （井上委員長） そうすると、教育長職務代理者が、教育長が不在のときには職務代理者がするんだけど、事務局に委任するというような、今話がずっとあったけれども、それも国段階の話で、町のレベルの話ではないということですよ。
- （山田教育総務課長） はい、特に規則に定めなくても、法律でそのように読めるものと判断しております。
- （井上委員長） では、もう既にできているんですね。
はい、次長。
- （佐藤教育次長） そこちょっと補足します。今の話で、もう一回ゼロから話しますと、今までの制度ですと、委員長の職務代理者というのは教育委員さんの中から教育委員会が指定してなっていました。今は平田委員さんがなっています。教育長の事務の代理は誰がやるの

というのは、法律などに教育長が指定する者ということでありまして、一般的に考えられているのは、当然、教育長は常勤のという意味です、で仕事をしておりますから、教育委員会事務局の職員の誰かがその事務をやることになります。うちのほうの場合、どこもそうですけれども、教育長に事故があるときって、2番目の人、教育次長、私とその職務を行うということが明記されておりました。今度は、今、山田課長が説明しましたように、教育長という特別職になりますよね。その方の職務代理者を今までと同じように教育次長ができるのかというのは、国会でも法律を制定する段階の議論の中で、特別職の代理ができるのかといったら、教育長というのは今度は教育委員ではありません。ですよ。今までは教育委員さんでしたけれども、そうではなくて教育委員会の構成員ではありますけれども、教育委員ではないという、ちょっとあっと思うようなことなんですけれども、その中であって教育長という特別職の方は、教育委員会の構成員だと。そのトップを今度は務めることになりますから、その方の代理は一般の私たちの事務職に代理されることはおかしいだろうということで、教育委員さんの中から教育長が「指名」しなさいと。教育長は、今度は単独で「指名」ですよ。今までは、職務代理者というのは皆さんの中で協議の上で決まっていたけれども、今度の教育長職務代理者というのは、皆さんの協議がなくて教育長が指定した人になるということになりました。

そうすると、今度は教育次長というのは、今まで教育長の職務代理者ということで、教育長がいなるとき事務を執行する権限を持っていたんですけれども、今、梅澤委員がおっしゃったように、では、今度は教育長職務代理が教育委員さんからできたのはいいいんだけれども、その方たちは皆さん非常勤の職員で、非常勤の方が毎日の常勤の教育長の事務のかわりができるのかと、これも国会で議論になったようであります。議論になって、結局は今までに書いてある法律にもあるのと同じことを解釈で読みなさいということらしいんですけれども、今度、教育長の職務代理者となった方から、再度この教育委員会の事務については委任していいということが法律の中に、今までも載っていますけれども、そういうのがあります。

ですから、教育長職務代理者としてでなければ仕事は教育長職務代理者がやるんですけれども、常勤の仕事について毎日平田委員さんが来て決裁をすることではなくて、平田委員さんから必要があれば委任するということをするれば、私が、上がよければ私のほうに来るということになる。ただ、この規則で今説明したところについては、教育長の職務代理者は、繰り返し言いますが、教育次長という立場ではありませんから、ここに載っているとおかしいわけです。

それで、今、教育委員長もおっしゃったような疑問のことについては、もう法律の中に、上位法に書いてありますので、二重に町の規則で定める必要性はないわけですね。法律の中に書いてないことを市町村の条例で定めなさいとか、規則で定めなさいということであれば書かなきゃいけないんですけども、上位法に載っちゃっていますから書く必要はないということですね。書かないからいけないわけではなくて、法律の中でしっかり規定されているから、それでもうそれを読めば解釈ができるということで、このような改正になったわけであり
ます。

以上です。

- （井上委員長） そうすると、今までは委員長不在のときは委員長職務代理者がやっているわけですね。そのときに、決裁権という言い方はどうなのかわからないけれども、決裁の権限は持っているけれども。
- （佐藤教育次長） そうですね。
- （井上委員長） 今度は、教育長職務代理者は持たないんですか。それとも。
- （佐藤教育次長） 職務代理者が法律の解釈とか、国会での議論の中では、全部おろしなさいとは言ってないんですね。やってもいいよと。だけれども、事実上は無理でしょうと。だから、委任することをしてもいいですよという言い方ですね。
- （井上委員長） 事務委任という言い方は、では、教育長の権限も全部委任。
- （佐藤教育次長） 全部ではないです。結局、全部ではなく、教育長の立場なんかは全部は受けられませんから、だから、事務局を指揮監督することだけですよ。全部は無理、だめですね。
- （井上委員長） 決裁するものは、では、中で、これは決裁できるけれども、決裁できないというものがあるという、そういう意味ですか。
- （佐藤教育次長） そうですね。
- （井上委員長） 決裁できないものは、誰が決裁するのですか。
- （佐藤教育次長） それは教育長職務代理者となります。
- （井上委員長） 新しい教育長職務代理者が決裁する。
- （佐藤教育次長） そうです、決裁するんですね。だから、職務代理者の権限を100あるとすれば100全部を教育次長が持つわけじゃないですよ。だから、最後のところに、教育次長は、教育長を補佐し、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとまで載っていますけれども、不在のときはその職務を代理するという言葉が消えていますよね。職務を代理

すると残っていると、教育長がいないんだから私の名前でいろんな大事なこともオーケーになっちゃうということになります。それは認めてないよと。だから、全部の権限が教育次長におろすことが可能なわけではなくて、つまり簡単に平たく言っちゃうと、通常の事務ですよ。支払伝票に判こ押してみたりだとか、いろんな会議の通知を出してみたりだとか、そういう通常の業務の中でのことはいいですけども、では、何かのことで教育長の権限でする大事なことを私が全部できるかって、それはできないですね。では、それが何かというのは、これから明確にしたり、整理をする必要はあると思いますけれども。

○（井上委員長） まだ、それ、そこら辺のところ、はっきりしていない段階ですね。

○（佐藤教育次長） はっきりしていないという表現までは、私もちょっと資料を持ってないんですけども、教育長の権限に属するものは、それは職務代理者に行きますけれども、通常の事務という理解をしていただいたほうがいいと思いますね。

今までとはやり方が変わりますから、しばらく想定外のことがあるかもしれません。

○（井上委員長） そうですね、しばらくはちょっと。

○（佐藤教育次長） ええ。私たちも、だから、何が変わって何がどうなるというのは、もう一回ちょっと点検をする必要があると思います。

○（井上委員長） でも、教育長職務代理者のイメージがなかなか実感として湧かなくて、では、一体何の仕事をするのという職で、今、ある程度理解が、完全に進んでいない状態なんだなというふうに思っていますけれどもね。

○（佐藤教育次長） 教育長が欠けたとき、あるいは事故があるときというのは通常は考えないものですが、そういうときには、だからということですから、教育長が普通にいられるときには別にもういいわけですよ。

○（井上委員長） そうですよ。

これに関しては、いいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） そのほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） では、そのほかに質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第6号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○(井上委員長) 次に、日程第5、議案第7号 愛川町教育委員会公印規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

教育長。

○(熊坂教育長) 議案第7号 愛川町教育委員会公印規程の一部を改正する規程についてでございますが、第6号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴い規程の一部を改正したいものでございます。

詳細につきましては、担当よりご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○(井上委員長) 教育総務課長。

○(山田教育総務課長) それでは、議案第7号でございます。愛川町教育委員会公印規程の一部を改正する規程についてでございますが、教育委員会制度の改正に伴いまして、教育委員会で保管しております公印の整理を行うものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。左側が改正前、現行ですね、右側が改正後になります。

これは、まず、別表第1ということで、教育委員会で保管しております職印の一覧となっております。左側のほうですが、このうち公印番号1、愛川町教育委員会委員長印、そして、公印番号4、愛川町教育委員会教育長職務代理人印、この2つの印につきましては、その職がなくなりますことからこれを廃止いたしまして、右側、改正後のほうになります。公印番号3のところ。愛川町教育委員会教育長職務代理人印、これを新たに追加するものでございます。したがって、2つの印がなくなり、1つが新たに加わるというものであります。

また、次、1枚おめくりいただきまして、中段以下の別表2になりますけれども、こちらは公印のひな形を示しております。こちらの別表第2につきましても、左側のを右側改正後

のように改めるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○（井上委員長） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いします。

ちょっと、私のほうからいいですか。改正後のひな形の印鑑ですけれども、1と2のところで、別表のほうでは2のほうは専用というふうについていますよね。ひな形のほうは、その専用が抜けて印が抜けていますよね。これは意味があるということですか。職印の新しいので1と2は、印があるかないかの違いだけになっていますよね。専用という使い方があったんで、あれっ、珍しい使い方かなと思って。

○（山田教育総務課長） そうですね、この専用印につきましては、基本的に出先機関等を使っている印鑑です。ここは、ひな形につきましては……これについては特に改正する予定はなかったものであります。

○（井上委員長） 改正しない。

○（山田教育総務課長） この専用印をここで入れかえるというところがなかったものですか、ちょっと申しわけございません、これ。

○（井上委員長） 印がある、ないは意味がない。ちょっと落ちただけ。

○（山田教育総務課長） 当時の公印規程のそのままになっていまして、今回特に変更することには……

○（井上委員長） 今までずっとこれだから、これで来ているというだけの話で、余り意味合いはないんだ。

○（山田教育総務課長） そうですね。

○（井上委員長） そうですね。何かすごく意味を込めたのかなと思ったんで。

○（山田教育総務課長） すみません、申しわけございませんが、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○（榮利教育委員） 印鑑の最後に「印」と書いてあるのは、公式に教育長の印ですよということを認める書類に押すもので、教育長と書いてあって「印」と書いてないのは、教育長の権限で決裁するもの、それで分けているのではないですか。

○（山田教育総務課長） ちょっと調べてさせていただければと思います。

○（井上委員長） ただ、名称は、じゃ、専用なんだ。

- （山田教育総務課長） はい、専用という名称で使っています。
- （佐藤教育次長） 多分、使い分けをしていると思いますので。
- （山田教育総務課長） 印がなくてよかったのかなというところについては、確認を行わせていただきます。
- （井上委員長） いやいや、意味があるのかなと思ったんで。
ほかによろしいですか。

（「はい」との声あり）

- （井上委員長） では、ほかには質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第7号 愛川町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号 愛川町教育委員会公印規程の一部を改正する規程については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

- （井上委員長） 次に、日程第6、議案8号 町指定天然記念物「新久のミツバツツジ」の指定解除についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

教育長。

- （熊坂教育長） 議案第8号 町指定天然記念物「新久のミツバツツジ」の指定解除についてでございますが、この件につきましては、8月の定例会の議を経て指定解除について文化財保護委員会議に諮問いたしましたところ、このたび答申がありましたので、ご審議の上、決定いただきたく存じます。

なお、詳細につきましては担当よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

- （井上委員長） スポーツ・文化振興課長。
- （相馬スポーツ・文化振興課長） それでは、議案第8号になりますけれども、ただいま教育長からお話ありましたように、前回8月の定例教育委員会で、町文化財保護委員会議で諮問することとなっております町指定天然記念物「新久のミツバツツジ」について、お手元にお配りをさせていただきましたが、議案書を1枚おめくりいただきまして、答申書の写し

がございますけれども、町文化財保護委員会議委員長から町教育委員会委員長宛てに、指定解除についての答申がなされたものでございます。

内容につきましては、お手元の答申書を朗読する形で説明にかえさせていただきます。

愛川町指定天然記念物「新久のミツバツツジ」の指定解除について（答申）というところでございます。平成27年9月4日付をもちまして諮問のありました下記の天然記念物については、慎重に審議した結果、愛川町指定天然記念物の指定解除を適当と認めますので、ここに答申いたします。

次の1から5の指定天然記念物の内容につきましては、記載のとおりでありますので省略をさせていただきます。

次の指定解除の適当とする理由であります。「新久のミツバツツジ」は、平成23年ごろから樹勢の衰えが確認されるようになり、平成25年5月に樹木医による診断調査が行われ、西側の幹は根元部分から枯死または枯死に近い状態。また、東側の幹は半分の枝が枯死状態であることなどから樹勢回復工事の処置が必要と診断された。平成26年3月、愛川町文化財保存修理等補助金などを活用し、樹木医により樹勢回復工事が行われた。この工事では枯れ枝と枯れ幹の切除、土壌改良、腐葉土の敷き詰め、植物活力素の注入及び日陰対策などの大がかりな工事が施された。工事の結果は、翌年春の花の咲き具合にあらわれるとのことであった。しかし、平成27年4月から5月、新芽が全く芽吹かず花も咲かない状態であることを町文化財保護委員会議の正副委員長並びに教育委員会職員が確認した。7月樹勢回復工事を行った樹木医が樹皮を剥いだところ、全て茶色化しており枯死状態であることが確認された。同月、町文化財保護委員全員で現地を視察したが、生存部分を確認することはできなかった。したがって、「新久のミツバツツジ」は完全に枯死した状態となっていることから、指定を解除することが適当と判断する。

以上でありますけれども、本件につきましては、愛川町文化財保護条例第6条第1項の規定によりまして、指定重要文化財または指定史跡、名勝、天然記念物はその価値を失った場合、その他、特別な事由があるときは、教育委員会はその指定を解除することができるという規定になっておりますことから、指定の解除の決定について審議をお願いするものでございます。

説明は以上です。

- （井上委員長） これより質疑に入ります。質疑がありましたら、お願いします。
- （榮利委員） この写真に出ているコンクリート製のミツバツツジの標識と鉄製の看板が

ありますよね。あれも撤去しちゃうんですよね。

○（相馬スポーツ・文化振興課長）　そうですね。これから撤去する予定であります。

○（榮利委員）　跡は何にも残らない。

○（相馬スポーツ・文化振興課長）　そうですね。一応地主さんというか所有者の意向を確認させてもらって、原状復旧というか、整地をするような形で今のところは考えています。

○（榮利委員）　はい、わかりました。

○（井上委員長）　ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

では、ほかに質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第8号 町指定天然記念物「新久のミツバツツジ」の指定解除について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号 町指定天然記念物「新久のミツバツツジ」の指定解除については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7及び日程第8

○（井上委員長）　次に、日程第7、議案第9号 教育委員長の選挙について、日程第8、議案第10号 教育委員長職務代理者の指定について、これらは関連がありますので一括議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

教育長。

○（熊坂教育長）　まず、議案第9号 教育委員会委員長の選挙についてご説明申し上げます。

ご存じのとおり、教育委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項におきまして1年と定められており、これに基づきまして昨年10月1日から井上委員長にお願いしていたところでございます。本年9月30日をもって任期の1年が満了となります。そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に、教育委員会は委員のうちから委員長を選挙しなければならないと定められておりますので、10月1日からの委員長を選挙していただきたいと思っております。

次に、議案第10号 教育委員長職務代理者の指定についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、委員長に事故あるとき、また

は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うと定められておりますので、10月1日からの委員長職務代理者を指定していただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○（井上委員長） 説明は以上のおりであります。

これより委員長の選挙、教育委員長職務代理者の指定を行うわけではありますが、選挙などを行うに当たり、暫時休憩をいたします。

（休 憩）

○（井上委員長） 再開します。

休憩前に引き続き会議を続けます。

まず、初めに、教育委員長の選挙ですが、委員長選挙の方法は投票と指名推薦の方法がありますが、指名推薦の方法によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦の方法によることに決定いたしました。

それでは、どなたか指名推薦をよろしく願いいたします。

榮利委員。

○（榮利委員） 委員長に井上正博氏を推薦いたします。

○（井上委員長） ただいま私を新教育委員長に推薦したいという発言ありましたけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長） よろしいですか。

○（梅澤委員） 同じくです。

○（井上委員長） では、10月1日からは私井上が新教育委員長の職を務めさせていただきます。よろしく願います。

次に、教育委員長職務代理者の指定についてでございますが、私から指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長職務代理者は私から指名させていただきます。

それでは、10月1日からの委員長職務代理者に平田さんを指名いたしたいと思いますが、

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(井上委員長) ご異議ないものと認めます

よって、平田委員さんを10月1日からの委員長職務代理者と決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、10月1日から新委員長となりますことから、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま推薦いただきまして、10月1日からの新委員長を務めることになりました。ご承知のように教育委員会制度の改革ということで、任期としては一月足らずと非常に短い期間ではありますが、職責を全うして最後の委員長職を務めていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

◎日程第9

○(井上委員長) 次に、日程第9、その他の(1)町長の権限に属する事務の補助執行に関するに規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

教育総務課長。

○(山田教育総務課長) それでは、資料3をご覧いただきたいと存じます。

町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

この規程につきましては、地方自治法の規程に基づきまして、町長の権限に属する事務の一部を他の執行機関の職員をして補助執行させることについて、必要な事項を定めているものでございます。

これまでの教育長につきましては一般職も兼ねた特別職でございまして、その職員としての位置づけで決裁を行いまして、町長の予算執行権限の補助執行を行っておりましたが、法改正に伴いまして、新教育長は教育委員会の構成員である特別職となります。一般職との兼務が外れることとなりますことから、補助執行ができなくなるものであります。

そこで、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

左側が現行、右側が改正後でございます。現行の補助執行職員の教育長の欄、こちらについて削除をするというのが今回の改正であります。現在、教育長には、決裁規程別表第1の

3 共通財務関係の表中副町長の専決事項及び部長の専決事項（教育開発センターに係るものに限る。）の欄に掲げる事項の専決ということで、補助執行事務が規定されております。今回この教育長の欄を削除いたしまして、下にございます教育次長の欄であります。教育次長の欄には同様の文章の中で、括弧書きで「教育開発センターに係るものを除く」というふうにされております。教育開発センターに係るものについては、教育長が補助執行職員という形で規定をされていたものでございますが、教育長が外れることによりまして、教育開発センターに係るものについても教育次長の専決事項としたいというものであります。したがって、教育長の欄を削除し、教育次長の欄の括弧書きの「教育開発センターに係るものを除く」というところを削除したいものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○（井上委員長） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。

質疑ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長） 特によろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） それでは、（1）町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程については、説明のとおりご了承願います。

次に、日程第9、その他の（2）教育委員会の点検・評価についての説明をお願いします。次長。

○（佐藤教育次長） それでは、教育委員会の点検・評価について、資料4をご覧ください。

これにつきましては、今回お示ししてありますのは、教育委員さんから寄せられた意見をこの資料の中に盛り込んであります。それで、この内容のものを次回の会議のときには、各委員さんそれぞれの意見を集約して、教育委員会としての最終的な意見の案というのを事務局でお示ししますので、その段階で、また内容を協議していただいて修正する必要があるれば、そういったこと、修正を加えたいなと考えております。

きょうお見せしている段階では、いろんな意見があるままを、そのまま基本的には載せてあります。ただ、多少文面も事務局のほうで修正しておりますが、各委員さんの意見をそのまま載せておりますので、両論併記になっている部分もあると思います。ただ、今言いましたように、来月のときには両論併記ということではなくて教育委員会としての考え方のファ

イナルアンサーの文章にいたしますので、次回にはそれをお示ししたいと思います。

そして、10月にお示しをしまして、またそこで協議をしていただいて、最終的には11月の定例会で最終的な決定をしたいと思います。きょうの段階でむしろお気づきの点がありましたら、委員さんの意見を載せてはございますけれども、今言いましたように修正を若干加えている面もありますので、お気づきの点がありましたら、お申し出いただきたいと思います。

説明は以上です。

- （井上委員長） 事務局からの説明のとおり、教育委員の点検・評価については、資料のとおり各委員からあらかじめご意見等を提出いただいておりますので、本日は各委員から補足説明、それから追加のご意見ありましたらご発言願いたいと思いますので、よろしくお願います。

ちょっとよろしいですか。7ページになるのかな、私立幼稚園就園奨励補助事業については子育て支援課に移管されて、今現在、もう進められているわけですよ、27年度移管でスタートしているわけですが、そういうことで確認しそこなっちゃったんだけど、内容はそっくりこの事業を引き継いでもらっているんですけど。

- （山田教育総務課長） はい。
- （井上委員長） 予算的とか事業の内容とか。
- （山田教育総務課長） はい、内容そのものは変わらず、担当部署が変わったと。
- （井上委員長） 予算も同じでということで、これからも多分そうやっていただけるというような方向になったんですよ。
- （山田教育総務課長） はい、基本的な考え方は、ただ単に事務局が変わっただけで、やっていくことはこれまでどおり、特にそれによって置きかわるということはないです。
- （井上委員長） 教育委員会委員の意見、これは26年度のことで考えましたんで、要望するとか、期待するとか、お願いしたいという文言で出しましたけれどもね、現に今そうなっているんだということですよ。

いかがですか、追加とか、改めてのご意見、よろしいですか。

（発言する者なし）

- （井上委員長） よろしいですね。一通り目を通していただいていると思いますので。

それでは、教育委員の点検・評価の意見につきましては、ただいま各委員から、各委員というよりも出た意見を事務局でまとめていただいて、次回の会議でお示しすることといたしたいと思います。いかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(井上委員長) よろしいですか。

それでは、(2)教育委員会の点検・評価については、説明のとおりご了承願います。

次に、(3)あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバルについての説明をお願いします。

○(相馬スポーツ・文化振興課長) それでは、お手元にお配りをさせていただきました資料5であります。

来月10月11日の日曜日に開催をいたします2015あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバル、いわゆるスポレクについてであります。

この事業につきましても、新町発足60周年記念のいわゆる冠事業として位置づけをしておりますけれども、お手元の2015あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバル実施要項をご覧いただきたいと思います。

まず、初めに、1、趣旨といたしまして、「いつでも・どこでも・だれでも」楽しく親しめる多彩なスポーツ・レクリエーションを通して町民等の交流を深めるとともに、生涯スポーツの推進の場になるよう、スポーツ・レクリエーション・フェスティバルを実施するものであります。

期日につきましては、平成27年10月11日の日曜日、午前9時から午後2時ごろまでを予定しております。開会式につきましては、午前9時、第1号公園の野球場、雨天の場合は体育館内となります。フェスティバルの開幕については午前9時30分を予定しております。

詳細については、次の3ページに当日の開会式の次第、それと4ページの方に各種目ごとのタイムスケジュールを添付させていただいておりますけれども、詳細についてはそちらのほうで後ほど説明をさせていただきます。

1ページ目でありますけれども、以下4番の主催以降については、記載のとおりでありますけれども、実施については町の体育協会やスポーツ推進員さんなどが主体となりまして、各加盟種目協会がそれぞれのイベントを運営する形で行うものでございます。

具体的には、裏面、2ページ目になりますけれども、記載の一覧表のとおり28種目のスポーツやレクリエーションを参加者に体験をしていただくイベントでございます。いろいろなスポーツ、それとレクリエーションがございますけれども、内容については、ここの一覧表に記載のとおりでありますので、後ほど内容についてはご確認をいただきたいと思っております。

3ページ目であります。2015あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバルの開

会式、10月11日の当日の次第になります。日時については先ほども言いましたように、平成27年10月11日の日曜日、午前9時からということで、9時からは開会式となりますので、教育委員の皆さんについては、午前9時までに会場の第1号公園野球場のほうにお越しをいただきたいと思います。雨天の場合は、第1号公園の体育館体育室となります。なお、来賓、招待者の案内通知については、今、発送の準備をしております、これから発送させていただきますけれども、駐車場については通知と一緒に駐車券を同封させていただいておりますけれども、体育館側の駐車場のほうを確保させていただいておりますので、そちらのほうに駐車をしていただきたいと思います。

当日の流れがそちらのほうに書いてありますけれども、当日の司会進行につきましては、前回と同様、岩井智恵さんというプロの業者の方をお願いをしております。初めに町長挨拶の後、次に来賓の紹介ということで、ここで愛川町教育委員会の委員長さんほか来賓の方の紹介をいたします。

続いて、協力団体及び講師紹介ということで、それが終わりました準備運動を行いまして、その後、開会宣言ということで、愛川町体育協会の会長で、このスポーツ・レクリエーションの実行委員会の委員長であります齋藤実行委員会の委員長の開会宣言により開幕となるものでございます。

一番最後に、4ページ目、裏面になりますけれども、当日のタイムスケジュールということで、一覧表のとおり28の種目と運営主体がそちらのほうに記載をしております。また、晴天の場合の会場と雨天時の会場が異なるものがございますので、ご注意をいただきたいと思っております。一番右側に実施時間帯を記載してございます。おおむね2時ごろ終了という予定でございます。

なお、欄外に書いてあるんですけれども、外で行われるイベントについては網かけとなっているものでございます。

説明については、以上でございます。

○（井上委員長）これより質疑に入ります。（3）あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバルについて、お聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

来賓というのは、教育委員以外は恒例の中ではいまして、例えば議員とか。

- （相馬スポーツ・文化振興課長）そうですね、一応議員さん……
- （井上委員長）も入っています。議員で当日来られましたっけ。
- （熊坂教育長）2年前はどうだったかな。

- （相馬スポーツ・文化振興課長） 議員さんには……
- （井上委員長） 来てない。教育委員だけでしたっけ。もし、そうだとしたらなんですけれども、私、主催者が愛川町教育委員会で、教育委員会が来賓というのはおかしいね、すごく違和感があるんだけど、これは言葉の使い方、来賓としてという紹介をいただかなければ別に構わないんですけれども、教育委員会のほうから教育委員が来ているという言い方で紹介していただければいいんで、来賓紹介しますと言って教育委員長というのは、ちょっとおかしいかなと思う。もしそこに議員さんたちが来ていたら先に紹介していただいて、一番最後に教育委員会からも参加しておりますみたいな形で紹介していただくとありがたいかなと思うんですけれども。

○（熊坂教育長） 相馬課長、その辺お願いします。

○（相馬スポーツ文化振興課長） はい。わかりました。

○（井上委員長） 質疑等、ほかによろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） よろしいですね。

では、ほかには質疑ありませんので、（3）あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバルについては、ご了承願います。

以上で本日の議事案件等は終了いたしましたけれども、各委員から何かご意見等ありましたらお願いします。

よろしいですね。

（「はい」との声あり）

○（井上委員長） 事務局からは何かございますか。

よろしいですか。

（「特にありません」との声あり）

○（井上委員長） ないようですね。

では、以上で9月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。が、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、9月定例会を閉会いたします。長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

なお、次回の教育委員会定例会の日程については、平成27年10月26日月曜日、午後2時か

ら201会議室で開催いたしますので、よろしく申し上げます。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成27年10月26日

教育委員会委員長

井上正博

教育委員会

委員長職務代理者

平田明美

教育委員

榮利隆一

教育委員

梅澤秋久

教育長

熊坂直美

調整職員

馬場貴宏